

1999年6月4日

厚生大臣 宮下 創平殿

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

代表世話人 槻谷 和夫

同 下村 恵美子

同 高木 敏江

みやぎ宅老連絡会

福島ケアホーム連絡会

栃木県高齢者デイホーム連絡会

群馬県グループホーム連絡協議会

さいたま痴呆性高齢者小規模サービス連絡会

富山県民間デイサービス連絡協議会

あいち宅老連絡会

岡山県民間デイ連絡会

福岡県宅老所(小規模ホーム)連絡会(準備会)

佐賀県宅老所・グループホーム連絡会

痴呆介護に関する要望書

私たちは、痴呆性高齢者が可能な限り住み慣れた地域で普通の暮らしを継続できるように支援するため、宅老所やグループホームなどの小規模で多機能なサービスを実践してきました。そして、平成11年1月23日には「宅老所・グループホーム全国ネットワーク」を発足しました。

これまでの公的サービスにおいて痴呆性高齢者は、大規模施設での集団生活や、デイサービス・ショートステイなど利用するサービスによって変化を強いられ、ストレスを高める結果を招いてきました。特にショートステイにあってはそれが顕著で、自宅に戻ってからの家族をも含めての混乱は想像を絶するものがありました。

私たち宅老所・グループホームでは介護保険法の施行後も、痴呆性高齢者並びにその家族が常に良好な関係を保ちながら在宅生活を継続できるように、なじみの空間、なじみの関係と生活を分断することなく連続したものとなるようなサービスを提供していきたいと考えています。

しかしながら、こうしたサービスを実施するにあたり、該当するサービスが制度化されていない等の理由から、安定した状態で運営を継続することに強く不安を感じています。特に、全国で実施されている要介護認定モデル事業でも指摘されているように、痴呆性高齢者の要介護度は低めになる傾向があり、危惧をもっています。

以上のような点から、痴呆介護の困難さが反映された介護保険となるように下記について要望いたします。

記

1. 痴呆対応型サービスの創設について

痴呆介護の特殊性から下記の痴呆対応型サービスを創設して頂きたい。

①痴呆対応型小規模宿泊介護事業

痴呆介護の特殊性から痴呆性高齢者には自宅に継続した生活(なじみの空間と関係)

が必要と考えられている。ゆえに、痴呆対応型通所介護並びに痴呆対応型共同生活介護において小規模宿泊介護事業が利用者一人から実施できるようにして頂きたい。

②痴呆対応型在宅介護支援センター

痴呆介護の特殊性から痴呆性高齢者に関する相談を専門とする在宅介護支援センター

を、基幹型、標準型、単独型に加えて痴呆対応型通所介護及び痴呆対応型共同生活介護に併設して実施できるようにして頂きたい。

2. 痴呆対応型通所介護(デイサービス)について

- (1) 痴呆介護の特殊性から現行の痴呆専用型(従来のE型)を継続して頂きたい。
- (2) 地域密着の単独型通所介護は施設併設型に比べ運営が厳しいため介護保険下でも安定的に運営できるように、現行の単独型加算を継続して頂きたい。
- (3) 現行の時間延長加算を継続して頂きたい。

3. 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)について

- (1) 整備費補助については、施設併設・隣接のみでなく単独型も許可して頂きたい。単独型の民家活用型にあつては、従来通り設備費(備品・増改築など最低500万円以上)の補助をして頂きたい。
- (2) 24時間365日の専門的ケアを実現するには、夜間帯も含めて介護職員の配置が必要であり、実態に見合う適正(一ヶ月利用者1人につき40万円以上)な介護報酬を設定して頂きたい。

4. 利用者負担について

利用者の自己負担は現行制度の2から3倍となり、サービスを利用することが経済的に困難となる高齢者が続出すると考えられるので、利用者の自己負担の減免措置を講じて頂きたい。

5. 介護保険法施行当初における融資制度の創設について

介護報酬の初回支払いが2ヶ月後になるために、運営困難な状況となる宅老所・グループホームが出てくると考えらる。ゆえに、無利子、又は低金利の融資制度を創設して頂きたい。

6.介護保険の指定事業者にならない住民参加型サービスについて

指定事業者とならない住民参加型のデイサービス・ショートステイ・グループホームにおいては、要介護、要支援の高齢者、又は近い将来それに該当することが予測される自立判定者にもサービスを提供していることから、国庫補助による運営費並びに設備費（備品・増改築・賃貸費用など最低500万円以上）の補助制度を創設して頂きたい。